

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの、健全な信頼関係のもとに成立するものととらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に應えるために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題として位置付けております。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点に立ち、経営の意思決定、職務執行及び監督、ならびに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を、組織全体において、周知徹底しております。また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 補充原則1 - 2 - 4: 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳 >

当社は、2016年6月24日開催の当社第40期定時株主総会から議決権行使プラットフォームの利用を開始しております。

招集通知の英訳については現在のところ未定ではありますが、外国人株主の持ち株比率の動向を踏まえて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社は、グループとしての事業領域等を拡大するための資本業務提携以外に、取引関係を強化する目的で、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。政策保有株式については、保有目的・合理性等を確認し、保有継続の可否等を総合的に判断しております。

また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案内容を精査し、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるか、当社への影響等を取引先ごとに総合的に判断しております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社で行う取引については、関連当事者の取引を含む全ての取引について、社内規程・規則に従って、取引額や重要性等に応じ、必要な決裁を受けて行っています。その実施状況等については、内部監査部門が監査するとともに、監査役が常時閲覧できる体制をとっています。

また、取締役の競業取引、利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定に従い取締役会の承認を得ております。

なお、定時株主総会招集ご通知「計算書類 個別注記表(関連当事者との取引に関する注記)」(<http://www.takeei.co.jp/ir04.html#library04>)にて、当社子会社および関連会社等との取引の概要を記載しています。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念、経営ビジョン、タケエイグループ企業行動規範等について、ホームページ(<http://www.takeei.co.jp/takeei03.html>)にて開示しております。

中期経営計画については「VISION for 2020」を策定し(<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1246473>)にて開示しております。

本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定の開示内容」をご参照ください。

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役会が、取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、人格、高度な専門性を有する人材を経営諮問委員会の意見を求めた上で指名しています。なお監査役候補者指名提案は、監査役会の同意を得た上で、取締役会の審議に付しています。

取締役会が上記 を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、定時株主総会招集ご通知(<http://www.takeei.co.jp/ir04.html#library04>)に記載しております。また、社外取締役・社外監査役につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】、【監査役関係】」にて選任理由を記載しております。

< 補充原則4 - 1 - 1: 経営陣に対する委任の範囲 >

当社では、取締役会規程の中で、取締役会への付議事項を定めており、該当事項は取締役会において審議し決裁を行っています。具体的には、経営方針、経営計画に関する事項、組織の変更に関する事項、取締役の委嘱業務の決定、一定の金額以上の投融資等の重要な業務執行

上の決定事項等が該当します。また、これらの取締役会付議事項についての審議、決裁、さらに職務執行に関する取締役報告を通じて、取締役の業務執行状況の監督機能も果たしています。

取締役会の付議事項に該当しない事項については、職務権限規程に基づき代表取締役社長、本部長(取締役業務執行役員)等に決裁権限の移譲を進めています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役・社外監査役は、全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。

現時点においては、業種・規模・事業特性・会社を取りまく環境等を総合的に勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、「社外役員の独立性基準」を定めております。「社外役員の独立性基準」の詳細については本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

また、独立取締役の選任については、豊富な経験と高い見識を有し、当社経営陣の意思決定が内部の意見に偏らないように、独立した客観的・中立的立場から取締役会における牽制機能を発揮できる人物を選任しております。

< 補充原則4-11-1: 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方 >

取締役会は、企画・財務経理等を所管する「経営企画本部」、バイオマス発電等の再生可能エネルギー事業を所管する「エネルギー事業本部」、営業等を所管する「営業本部」、工場をはじめとする事業所運営等を所管する「事業本部」、人事・総務・各種法律ならびに許認可管理・CSR活動等を所管する「管理本部」の各部門責任者である取締役、さらにそれらを統括する責任者である取締役の他、財務会計や企業経営に知識と経験を有する社外取締役により構成されております。取締役は9名が就任しておりそのうち2名が社外取締役であります。それぞれの能力を十分に発揮し、適切な意思決定や監督を遂行していく上で適切な規模と考えております。

取締役の選定につきましては、経験や見識等総合的に判断し、ふさわしいと考える候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしております。

< 補充原則4-11-2: 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況 >

取締役(含、社外取締役・社外監査役)の兼任状況につきましては、定時株主総会招集ご通知(<http://www.takeei.co.jp/ir04.html#library04>)、有価証券報告書(<http://www.takeei.co.jp/ir04.html#library03>)にて開示しております。

社外取締役・社外監査役を除く取締役の兼任は、グループとしての相乗効果発揮等のため、子会社役員を兼務しているものですが、取締役としての役割・責務に支障をきたすような兼務ではありません。社外取締役・社外監査役につきましても、当社との兼務に支障がないことを確認しております。

< 補充原則4-11-3: 取締役会全体の実効性の分析・評価 >

当社は、取締役会の実効性を高めていくために、役員(取締役・監査役)全員に対し、以下の項目について期末にアンケートを行いました。アンケート項目は、a.取締役会の構成、b.取締役会の運営(開催頻度、会議資料の質・量、審議時間、審議回数、議案内容、議案説明、意見交換他)、c.各役員の総括評価いたしました。

アンケートの分析・結果については、構成メンバーの過半数を社外役員とする当社経営諮問委員会(以下、諮問委員会)に諮った上、期首開催の取締役会に報告しました。

アンケート結果の分析、および諮問委員会における意見により、取締役会全体としての実効性は十分に確保されていると評価しました。

今回の調査等の中で、当社の取締役会においては、社外役員(取締役・監査役)から活発な意見や指摘が多く出されるなど、「業務執行に関する意思決定」および「監督機能」の両面において取締役会の役割・責務が果たされている一方、より高い実効性の確保に向けて、取締役会における審議項目数を絞り込むことにより一層の審議時間の確保や充実した審議につながる等の意見も出されました。今後は、こうした意見への対応を含め、さらなる取締役会全体の実効性の向上を図るため、継続的な改善活動を推進してまいります。

< 補充原則4-14-2: 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 >

当社は、取締役・監査役向けの外部研修を活用し、必要となる新たな知識や情報を積極的に習得することとしています。当社はその費用を負担し、受講を支援しています。また、必要に応じて工場見学会など、当社グループについての理解を深めるための施策を実施しています。監査役につきましては、公益社団法人日本監査役協会に加入し、同協会の主催する研修に参加しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画本部経営企画部に広報・IRを担当する経営企画グループを設け、経営企画本部長をIR担当取締役としております。株主や投資家との対話に関しては、代表取締役社長、IR担当取締役等により適切に対応しています。

株主や投資家に対しては、四半期ごとの決算説明会において、代表取締役社長、IR担当取締役による、業績推移、中期経営計画に盛り込んだ重点事業、新規事業に関する説明、質疑応答を通じて理解を得られるよう取り組んでいます。さらに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、建設的な対話を求める株主・投資家からの面談・取材申込についても、未公表の重要情報が一部の投資家のみを開示されることのないように留意しながら、合理的な範囲で前向きに応じることとしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,001,900	8.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,970,400	8.02
三木 守	1,722,300	7.01
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	810,000	3.29
藤本 武志	749,000	3.05

CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	663,700	2.70
橋本 泰造	648,500	2.64
株式会社タケエイ 代表取締役 山口 仁司	633,323	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	529,500	2.15
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	515,941	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横井 直人	他の会社の出身者													
梅田 明彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横井 直人		社外取締役横井直人氏は、2013年6月まで、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりました。 なお、同監査法人に対し、当社は監査報酬の支払いがありますが、取引額は僅少であり、独立性に影響を与えることはありません。	横井直人氏は、公認会計士として長年にわたり事業法人の監査責任者に従事しており、その豊富な経験・識見等を当社の経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化に生かしていただくため、社外取締役に指名しております。 また、横井氏は、当社が制定した「社外役員の独立性基準」により独立性を有すると判断したため、独立役員に指定しております。

梅田 明彦	<p>社外取締役梅田明彦氏は、2003年6月まで、当社の主要取引先銀行である株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)の代表取締役副頭取として在籍していましたが、既に退任後10年以上経過しており、出身銀行の影響を受ける立場にありません。</p> <p>また、梅田氏は2016年6月に青木あすなる建設株式会社取締役に就任(現任)し、当社と青木あすなる建設株式会社との間に産業廃棄物処理契約等の取引がありますが、その取引額は僅少であり、当社との利害関係はなく、独立性に影響を与えることはありません。</p>	<p>梅田明彦氏は、各企業で長年にわたり経営者として幅広い分野での経験・識見が豊富であり、当社の経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に指名しております。</p> <p>また、梅田氏は当社が制定した「社外役員の独立性基準」により独立性を有すると判断しております。</p>
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況については、会計監査に関し、監査計画に基づいて、各四半期決算期レビューがなされ、期末監査の後、会計監査人から監査役に対して監査報告がなされます。

監査役と内部監査部門の連携状況については、専任の監査部により、定期的に業務の効率性及び内部統制の有効性に関する監査が行われ、その結果に関して適宜監査役に報告し、情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井 友二	公認会計士													
浅川 清志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 友二		本報告書提出日現在、社外監査役石井友二氏が当社株式を保有しておりますが、この他に当社との間に人的関係、取引関係その他の利害関係について、記載すべき事項はありません。	石井友二氏は、2005年6月に当社社外監査役に就任して以来、取締役会等において公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしております。 石井氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏は一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 また石井氏は、当社が制定した「社外役員の独立性基準」により独立性を有すると判断しております。
浅川 清志		社外監査役浅川清志氏は2000年6月から2006年3月まで東京証券株式会社(現東海東京証券株式会社の持ち株会社である現東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社)に取締役として在籍しておりましたが、既に退任後10年以上経過しており、出身会社の影響を受ける立場ではありません。 なお東海東京証券株式会社は、当社の従業員持ち株会、役員持株会に関する管理業務の委託先であります。取引額は僅少であり、独立性に影響を与えることはありません。	浅川清志氏は、2006年6月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき取締役会において意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしております。 浅川氏と当社との間には特別な利害関係はなく、浅川氏は一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 また、浅川氏は当社が制定した「社外役員の独立性基準」により独立性を有すると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

< 社外役員の独立性基準 >

当社は、適正なコーポレートガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」という)が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、社外役員の独立性基準を以下の通り定め、社外役員が次のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(1)(過去10年間に於いて本項に該当していた者を含む)

当社グループを主要な取引先とする者(2)又はその業務執行者(過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む)

当社グループの主要な取引先(3)又はその業務執行者(過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む)

当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者(過去5年間に於いて本項に該当していた者を含む)

現在、当社またはその子会社の会計監査人または会計監査人の社員である者、又は最近3年間に於いて、当社又はその子会社の監査業務を担当していた社員

当社グループから多額の金銭(4)その他財産を得ている専門的サービス提供者<弁護士、会計士、税理士、司法書士等>(過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む)

当社グループから多額の寄付(5)を受けている者(過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む)

社外役員の相互就任関係(6)となる他の会社の業務執行者

近親者(7)が、上記 から までのいずれか(及び を除き、重要な者(8)に限る)に該当する者

1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の使用人をいう。

2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対し製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が相手方の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。

3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が当社グループの連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。

4 多額の金銭とは、当該専門家が当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)が年間100万円を超える時をいう。

5 多額の寄付とは、当社グループから年間100万円を超える寄付を受けている者をいう。

6 相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

7 近親者とは、配偶者及び2親等以内の親族をいう。

8 重要な者とは、取締役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる業務執行者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、第40期定時株主総会(2016年6月24日開催)の決議に基づき、当社の取締役及び執行役員(社外取締役及び監査役は対象外とする)に対するインセンティブ報酬として、「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」を導入しております。

株式給付信託(BBT)は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

当社は、第40期定時株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しました。

当社は、この本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、こので信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年3月期における役員報酬

取締役(社外取締役を除く) 7名 241百万円 (うち基本報酬175百万円、業績連動報酬58百万円、業績連動型株式報酬7百万円)
監査役(社外監査役を除く) 1名 12百万円 (うち基本報酬 12百万円)
社外役員 4名 12百万円 (うち基本報酬 12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役の役位や執行役員兼務の取締役については執行役員としての役位等を考慮して定められる基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連給報酬(業績加算)、及び2016年6月第40期定時株主総会において決議され導入した中期業績連動報酬として退任時に給付される株式給付信託(BBT)により構成されています。

取締役の報酬の年間上限額については株主総会で決議されております。個別の報酬額については、経営諮問委員会の評議を反映して、取締役会の授權を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に従い決定しております。

監査役報酬は監査役会において、協議により決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

経営企画部、人事総務部、監査部が情報伝達窓口となり、適宜対応いたしております。

取締役会に関する資料につきましては、開催前に配布致しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会について：原則毎月1回(定例)開催。法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要事項について、決定致します。

独立社外取締役、独立社外監査役は、豊富な知識と経験に基づき、独立的、客観的な立場から取締役会に対する助言、提言、監視、監督を行っております。

監査役会について： 毎月1回(定例)開催。また、取締役会をはじめとする重要な会議に出席致します。さらに、経営の執行に関わる重要な文書を読覧し、必要に応じて、その内容に関して担当取締役から意見を聴取いたします。

監査役機能強化に関する取り組み状況について： 独立役員である社外役員を2名選任しており、原則として取締役会に毎回出席し、取締役の業務執行を監査するほか、取締役等との意思疎通や情報収集を行ない、客観的・第三者的立場から発言しております。

コーポレートガバナンスの一層の充実に向け、取締役候補者の選任、役員報酬の評価等、経営における重要事項の検討にあたり、取締役会の任意の諮問機関として過半数を社外役員で構成する「経営諮問委員会」を設けました。社外役員に対して事前に考え方や方針を説明することにより、社外役員の意見表明を促進することで、重要な事項に関し社外役員の適切な関与と助言を受け、取締役会の実効性を補助することを目的といたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、現状の体制が当社にとって最適であると考え、採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の第40期定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を開始しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の第40期定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、当社では決算締め日前から発表日までを「沈黙期間」として設定し、未発表の決算内容や業績見通し・予測について一切言及することを控えさせていただきます。 ただし、この沈黙期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することといたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎(年4回)を目途に、会社説明会もしくは決算説明会を実施しております。 また、工場見学会を年1~2回を目途に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算に関する情報・適時開示情報・会社説明会資料などを、IR資料としてホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動規範として、「タケエイグループ環境基本方針」、「株式会社タケエイ環境方針」を定めております。 また、「タケエイグループ環境・社会報告書」を毎年作成し、タケエイグループの環境および社会的側面に対する考え方、取り組み、成果を報告しております(ホームページ等で公開)。さらに、環境省認定エコ・ファースト企業として、環境省と約束した「エコ・ファーストの約束」の進捗状況を毎年公表しております(2015年度より環境・社会報告書内で報告)。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの健全な信頼関係のもとに成立するものととらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に応えるために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題として位置付けております。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点から、経営の意思決定、職務執行及び監督、並びに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体において徹底しております。また社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

<1> 会社の機関の内容

当社における企業統治の体制は、監査役会制度採用により、株主総会のほか、取締役会、監査役会、会計監査人を会社の機関として置いております。

a. 取締役会

当社の取締役会は9名で構成されており、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役3名も取締役会に出席して、取締役の職務の執行状況について、法令・定款に違反していないことのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち社外監査役は2名で構成され、定例の監査役会を毎月1回開催しております。監査役全員は、取締役会に出席する他、常勤監査役はその他の重要な会議に出席して、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報・報告等に基づき、監査役全員で協議しております。

また内部監査部門である監査部が、内部監査の実施状況を監査役にも報告するとともに、適宜に経営企画部及び監査部のスタッフが監査役会をサポートしております。

c. 経営諮問委員会

取締役会の任意の諮問機関として経営諮問委員会を設置し、取締役会の実効性の補強を行っております。経営諮問委員会は社外取締役、社外監査役、代表取締役で構成し、過半数を社外役員とすることにより経営に関する以下の重要な事項に関し社外役員の適切な関与と助言を受け、コーポレートガバナンス体制の充実を図っております。

取締役候補者の選任について

役員報酬(業績加算給)の評価、株式給付信託におけるポイント付与数について

取締役会の実効性評価について

その他、取締役会に付託された事項について

d. リスク管理委員会

取締役会直属のリスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催しリスク管理取組全体の方針・方向性の検討、協議・承認を行っております。

e. コンプライアンス委員会

リスク管理委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、法令違反行為、事態の発生の有無を常に調査し、その発生を確認した場合には速やかにリスク管理委員会に報告するものとしております。

f. 情報セキュリティ委員会

リスク管理委員会の下部組織として情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの維持・管理状況や情報セキュリティに関する事故や問題の発生状況について常に調査し適時、リスク管理委員会に報告するものとしております。

<2> 会社の機関・内部統制の関係

業務執行・監視及び内部統制の仕組みは、参考資料のとおりです。

<3> 内部統制システム整備の状況

当社においては、全役職員が法令・定款等を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念「資源循環型社会への貢献を目指す」を行動の原点として、社内規程等に基づき誠実に行動する体制を基盤としております。

当社における内部統制システムは、財務報告を適正に行う、採算性の高い事業に投資する、効果的な業務を効率よく行う、資産を保全する、正確な情報を収集して公開する、役員や従業員の不正行為を防止するなどの目的達成を明確にし、仕事のやり方を組み立てるものです。

2006年5月の取締役会では、「内部統制システム構築の基本方針について」を決議し、具体的に内容を明らかにしており、2010年4月の組織改編による体制強化、2015年5月に監査役を支える体制等充実化のため、一部見直しを行っております。

なお監査部の実施する内部監査は、内部統制の実効性を高めるために、実施の状況を監視する機能として位置付けております。

内部統制システムについては、絶えず見直しを行い、改善・強化に努める必要があると認識しており、改善点の指摘に努めております。

<4> 内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄組織である監査部を設け、専任2名を配し、監査計画に基づき定期的に監査を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

監査結果を社長に報告し、問題がある場合は社長より改善命令を出し、回答書に基づき改善状況を実地監査等でチェックする体制で内部牽制を強化しております。

b. 監査役監査

監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名により、会計監査のみならず、取締役の行為全般にわたる業務監査を行っており、株主をはじめとする全てのステークホルダーを保護すべく、常に適法性の確保に努めております。

なお常勤監査役金井昭氏はCIA(公認内部監査人)の資格を有し長年にわたり監査業務に携わり豊富な経験と見識を有しております。

また非常勤監査役石井友二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

c. 内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査との連携につきましては、それぞれ違った役割で監査を実施しておりますが、各監査による監査結果を受

け、相互補完的な監査が実施できるように連携を図っております。

具体的には、監査法人の実施する期末決算における監査役への監査結果報告会に監査部長が同席しているほか、各四半期決算レビュー結果等の情報を監査役と監査部が共有するなど、適宜それぞれの監査に必要な監査情報の交換を行っております。

また監査部は、内部監査の実施状況に関して毎月常勤監査役に報告を行うほか、随時監査役と情報交換を行っております。

監査部は、内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正な監査を行っております。

また監査役は、監査部のほか、内部統制部門からも情報を収集することにより十分な監査を行っております。

<5> 会計監査の状況

a. 業務執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

伊藤 俊哉(有限責任あずさ監査法人)

佐藤 和充(有限責任あずさ監査法人)

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 7名

<6> リスク管理体制の整備の状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品・サービスの質、安全等様々な事業運営上のリスクについての統括部署として、CSR推進部を設置しております。

CSR推進部には、専任者11名を配し、ISO内部監査、安全管理、与信管理等を実施するとともに、社内横断的な組織として、リスク管理委員会等を統括し、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク顕在化の未然の防止、リスク要因の特定とその改善の推進を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「タケエイグループ企業行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益を供与しない、との基本方針を定めております。

また「コンプライアンス規程」においても、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することとし、コンプライアンス委員会で、グループ各社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築しております。

反社会的勢力への具体的な対応は、人事総務部が統括部門となり、人事総務部長を不当要求防止責任者として、対応マニュアルの整備、研修実施などを推進するとともに、必要に応じて警察や弁護士など外部専門機関とも連携し、適正に対処しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 会社情報の適時開示体制について >

情報開示にあたっては、インサイダー取引未然防止等を目的として、「内部情報管理規程」を制定し、内部情報の管理・把握を行なっており、重要な会社情報の適時開示に関する運用を行なっております。

その上で当社は、ディスクロージャーに対する強化についても積極的に取り組んでおります。

具体的には、株主、投資家をはじめとする利害関係者への企業内容に関する情報提供を行なうことを重要な経営課題の一つとして考え、特に上場企業としてのタイムリーディスクロージャーに対応すべく、社内管理体制を一層強化し、取締役会等を通じて、事業の状況、経営環境における重要な情報の共有化を図れる体制を構築しております。

また個々の従業員に対しても、タイムリー・ディスクロージャーやインサイダー取引に関する意識の向上を図るとともに、全社を挙げたIR活動に積極的に取り組んでおります。

情報の取り扱いに関しましては、「経営企画部(適時開示責任者:経営企画本部担当取締役)」を情報の開示取扱部署とし、「人事総務部(内部情報総括管理責任者:管理本部長)」を情報の管理取扱部署と定めております。

適時開示情報の内容としては、以下のとおりです。

(1) 決定事実に関する情報

「決定事実に関する情報」に関しては、原則として取締役会での決議事項であり、開示取扱部署において適時開示を要する事項であるか否かを確認後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(2) 発生事実に関する情報

「発生事実に関する情報」に関しては、重要事実の発生もしくは発生する可能性がある場合は、管理責任者(各本部長、部長)及び関係部署において協議のうえ、速やかに内部情報総括管理責任者(管理本部長)に報告される体制をとっております。

報告された事項が、重要事実の発生であると判断された場合は、情報の漏洩防止に努め、法令等諸規則の確認を行なった後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(3) 決算に関する情報

「決算に関する情報」に関しては、財務経理部が作成し、監査法人の監査を経た後に、取締役会へ決議議案として提出されます。

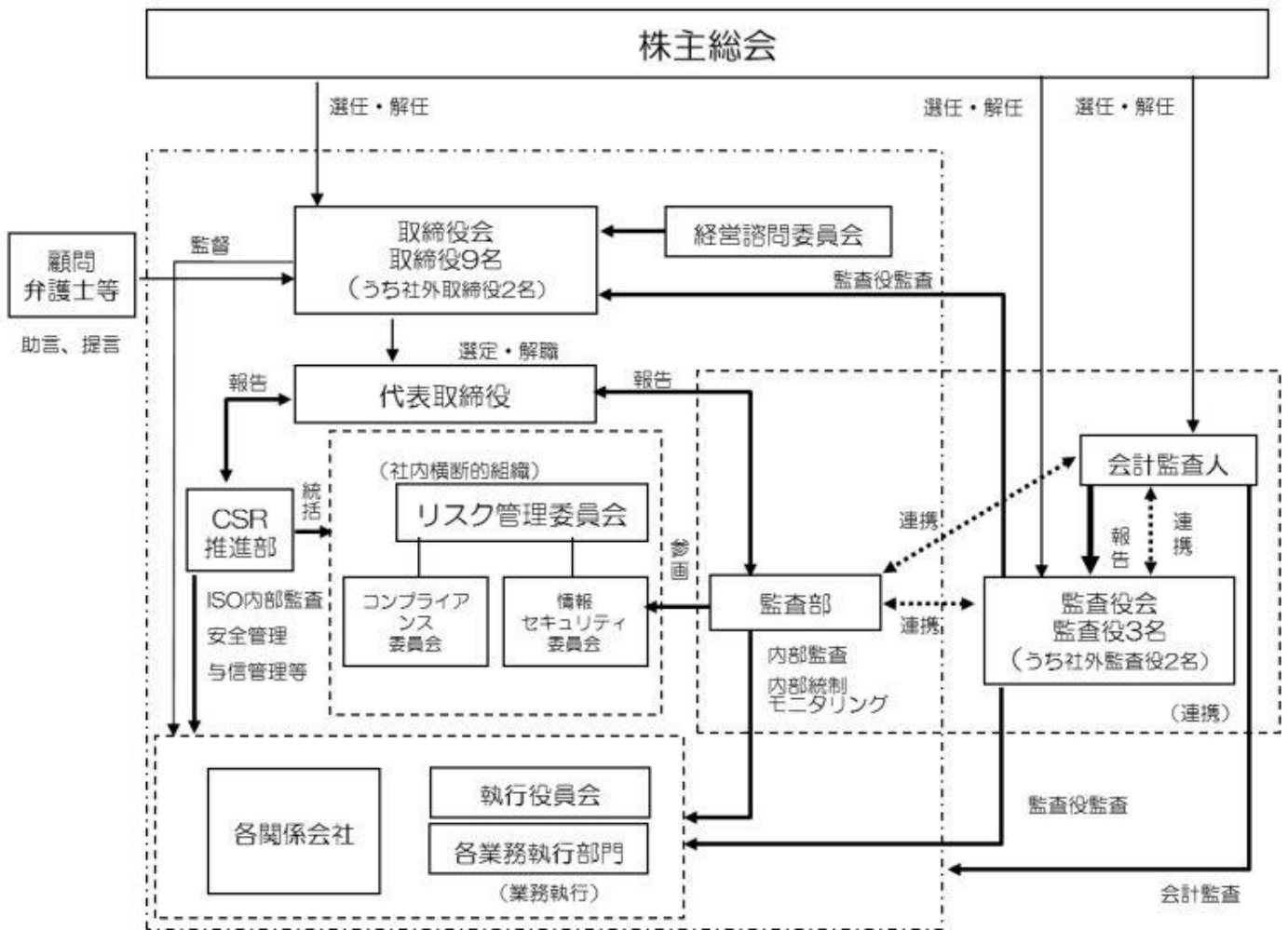
取締役会の承認を得たうえで、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(4) 子会社に関する情報

「子会社に関する情報(決定事実、発生事実及び決算に関する情報)」に関しては、子会社の担当責任者から報告された事項が、重要事実の発生であると判断された場合は、情報の漏洩防止に努め、法令等諸規則の確認を行なった後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

また、取締役会にも遅滞なく報告される体制をとっております。

＜株式会社タケエイ 模式図＞



<株式会社タケエイ 会社情報の適時開示に関するフロー図（概略図）>

